

No. 8 一般財団法人クリーンいわて事業団

I 法人の概要

1 基本情報

令和5年7月1日現在

法人の名称	一般財団法人クリーンいわて事業団		所管部局 室・課等	環境生活部 資源循環推進課		
設立の根拠法令	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律		代表者 職・氏名	理事長 佐々木 健司		
設立年月日 (公益法人への移行年月日、統合等があった場合、その年月日、相手団体の名称等)	平成3年11月11日	事務所の所在地	〒023-1101 奥州市江刺岩谷堂字大沢田113			
	(平成24年4月1日一般財団法人に移行)	電話番号	0197-35-6700			
		HPアドレス	http://www.iwatecln.or.jp/			
資(基)本金等	10,200,000 円	うち県の出資等 ・割合	3,300,000 円	32.4%		
設立目的	産業廃棄物の適正な処理その他廃棄物に関する各種事業を行うことにより、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。					
事業内容	(1) 産業廃棄物の処理に関する事業 (2) 市町村の委託を受けての一般廃棄物の処理に関する事業 (3) 産業廃棄物の適正処理技術の研究指導に関する事業 (4) 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進・普及に関する事業 (5) 施設周辺の自然環境保全及び希少動植物の保護に関する事業 (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業					
常勤役員の状況	合計	1名	うち県現職	0名	うち県OB	1名
	平均年収 ※	6,829 千円	平均年齢 ※	67.0 才	※令和4年度実績	
常勤職員の状況	合計	11名	うち県派遣	6名	うち県OB	0名
	平均年収 ※	5,185 千円	平均年齢 ※	45.2 才	※令和4年度実績	

2 県施策推進における法人の役割《所管部局記載》

1	【廃棄物処理事業】管理型最終処分場「いわてクリーンセンター」における産業廃棄物の受入れによる自県内処理及び適正処理の推進並びに産業廃棄物処理に対する県民の信頼感の醸成
2	【次期最終処分場整備事業】「いわてクリーンセンター」の後継となる次期最終処分場の着実な整備による産業廃棄物の適正処理体制を継続し、自県内処理に寄与

3 公的サービスを提供する事業主体としての適切性《所管部局記載》

(1) 他の民間団体等との代替性及び役割分担について

民間による管理型最終処分場の設置は地域住民の理解や協力が得られない場合が多いため、公共の信用力に基づく整備が必要です。また、現在、管理型最終処分場である「いわてクリーンセンター」の県内シェアは9割強を占め、民間による代替施設がない状況です。なお、本法人は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、環境大臣から廃棄物の処理を適正かつ確実に行うことができる者として「廃棄物処理センター」に指定されていますが、その事業主体は、廃棄物の適正処理等の確保に資することを目的として設立された地方公共団体出資等法人とされています。

(2) 県直営との比較（機動性・効率性・専門性等の法人の長所、強み）について

産業廃棄物の処理は排出者責任を原則とし、随時搬入される多種多様な産業廃棄物をその性状に応じて適正に処分するために、専門的知識を有する職員を育成・配置しながら社会的要請、経済動向で変化する処理需要に機動的かつ適切に対応するとともに、施設の安定した維持管理を講じていく必要がありますが、県直営ではこのような経営が困難です。

4 連携・協働のあり方《所管部局記載》

本法人は、公共関与による「いわてクリーンセンター」の運営と、その後継となる「次期産業廃棄物最終処分場」の整備を進めており、県民の生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与しています。
 県は、これらの施設を活用して産業廃棄物等の適正処理及び自県内処理を推進するとともに、本法人が展開する事業について、連携・協働を強化し、法人の長所、強みを発揮することにより、効果的な施策推進を目指します。

II 経営目標の達成状況

1 事業目標

1	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	廃棄物の適正処理 (埋立基準・排水基準の遵守)	① 基準超過0日	基準超過0日		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令や作業標準書に基づく職員研修や特定従事者訓練の実施(年1回以上) ・処理施設の日常点検(監視、計測、測定)のほか特別点検により、不具合箇所の早期発見・補修(年2回) ・搬入廃棄物の抜取検査(年12検体)及び排水等の環境測定(毎月) ・周辺3地区地元自治会を対象とした意見交換会を開催による情報提供・コミュニケーションの推進 				
課題	<p>令和4年度は、昨今の降雨量の増加に伴い、いわてクリーンセンター第Ⅱ期埋立地の浸出水調整槽への流入水量が増加し、場外への越流の危険性があったことから、浸出水調整槽の容量を補うための緊急措置として仮設タンクを設置した。 緊急措置の結果、安定した水処理が可能となったものの次年度以降も同様の状況になる可能性があるため、いわてクリーンセンター埋立終了後も見据え、恒久的な対策が課題となっている。 このことについて、令和5年度内に恒久的な対応策の検討を進める予定である。</p>				
2	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	自県内処理推進への貢献 (管理型産業廃棄物の受入)	① 40,000トン/年間	41,233トン		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内排出事業者からの信頼性の確保のため、現地視察の積極的な受入を実施 ・ホームページ等による適切な情報提供を実施 				
課題	<p>リサイクルの推進に伴い今後の廃棄物受入量が減少傾向にあると見込まれるため、次期最終処分場の供用開始後を見据え、適切な廃棄物処理収入の確保が課題となっている。 このことについて、令和5年度内に、処理料金体系の見直しや新たな割引サービスの拡充に関する検討を進める予定である。</p>				
3	事業目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備 (建設工事に向けた作業の推進)	① いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の着実な整備の推進	100%		
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県と連携し、国交付金や県補助金、県借入金を適切に確保 ・次期最終処分場用地の土地造成や地盤改良工事、防災調整池の築造、地下水集水管工事、雨水集水管工事を実施 ・浸出水処理施設建設工事に係る実施設計及び地盤調査を実施 				
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現在稼働中のいわてクリーンセンターの埋立終了時期が令和6年度内となっているため、次期最終処分場への円滑な移行が必須となっている。 ・地域的な事情により冬期間の工事施工ができないことなどから、工事進捗が当初想定から遅れつつあるため、進捗管理が課題となっている。 ・現在、国や県等の関係機関や工事請負業者との協議を進めながら、令和6年10月の供用開始を目指し工事を進めている。 				

2 経営改善目標

1	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	長期借入金残高の縮減 (次期処分場整備分を除く)	① 残高率 0%	残高率 0%		
取組内容	特に無し (令和4年度で完了)				
課題	特に無し (令和4年度で完了)				
2	経営改善目標	目標値《令和4年度》	実績	-	-
	適切な資金管理 (維持管理積立金の積立)	① 積立率 100%	100%		
取組内容	・維持管理積立金2.5億円の積立(令和4年度で完了)				
課題	特に無し				

Ⅲ 役職員の状況

1 役員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

	令和3年度				令和4年度				令和5年度			
	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他	県現職 (特別職)	県現職 (一般職)	県OB	その他
常勤	1		1		1		1		1		1	
非常勤	7	1	1	5	7	1	1	5	7	1	1	5
計	8	1	2	5	8	1	2	5	8	1	2	5

※役員には監事を含む。

2 (1) 職員（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		令和3年度				令和4年度				令和5年度			
		プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他	プロパー	県派遣	県OB	その他
常勤	管理職 (役員兼務)	2	1	1		2	1	1		2	1	1	
	一般職	7	3	4		8	4	4		9	4	5	
	小計	9	4	5		10	5	5		11	5	6	
非常勤	管理職 (役員兼務)												
	一般職	8			8	8			8	7			7
	小計	8			8	8			8	7			7
計		17	4	5		18	5	5		18	5	6	

「県派遣」のうち、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第6条第2項に基づき県が給与支給する者の数

令和3年度 人

令和4年度 人

令和5年度 人

※管理職：課長職相当以上とする。役員兼務の者は、役員・職員の両方に計上し、職員数には「(役員兼務)」欄で表示する。

※プロパー：法人直接雇用の常勤無期職員。

※その他：プロパー、県派遣、県OB以外で、他団体派遣職員や法人直接雇用の有期職員等。

2 (2) 職員の年齢構成（令和5年7月1日現在）

（単位：人）

		19歳以下	20-29	30-39	40-49	50-60	61歳以上	計
常勤	管理職					2		2
	プロパー					1		1
	県派遣					1		1
	県OB							
	その他							
	一般職		1	3	2	2	1	9
	プロパー		1	2			1	4
	県派遣			1	2	2		5
	県OB							
	その他							
計		1	3	2	4	1	11	

法人説明欄

〔役職員数の状況について〕
定年退職者の補充や次期最終処分場の運営に係る人員確保のため新規職員の採用活動を行う。

〔県の関与の状況について〕
次期最終処分場整備を円滑に進めるため県から6名派遣されている。

〔職員の年齢構成について〕
20歳台から60歳台にかけて均等に配置されている。

IV 財務の状況

【社団・財団】

(単位：千円)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
資産	8,189,229	8,886,088	11,415,061	2,528,973
流動資産	2,578,713	1,887,863	2,745,326	857,463
うち現預金	2,402,227	1,328,978	2,196,097	867,119
うち有価証券	0	0	0	0
固定資産	5,610,516	6,998,225	8,669,735	1,671,510
基本財産	10,200	10,200	10,200	0
うち投資有価証券	0	0	0	0
特定資産	2,576,231	2,611,788	2,670,711	58,923
うち投資有価証券	0	0	0	0
その他固定資産	3,024,085	4,376,237	5,988,824	1,612,587
うち投資有価証券	0	0	0	0
負債	3,958,970	4,329,973	6,387,044	2,057,071
流動負債	403,932	480,106	305,466	▲174,640
うち有利子負債	136,800	0	10,395	10,395
固定負債	3,555,038	3,849,867	6,081,578	2,231,711
うち有利子負債	1,477,093	1,477,093	3,451,780	1,974,687
正味財産	4,230,259	4,556,115	5,028,017	471,902
指定正味財産	564,052	850,320	1,716,225	865,905
一般正味財産	3,666,207	3,705,795	3,311,792	▲394,003

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)
経常収益	1,129,248	1,096,090	1,024,745	▲71,345
経常費用	1,147,571	1,097,437	1,181,816	84,379
事業費	1,137,879	1,088,634	1,172,483	83,849
うち人件費	67,981	68,095	63,881	▲4,214
うち支払利息	7,233	7,078	6,730	▲348
管理費	9,692	8,803	9,333	530
うち人件費	6,938	6,069	6,018	▲51
評価損益等増減額	0	0	0	0
当期経常増減額	▲18,323	▲1,347	▲157,071	▲155,724
経常外収益	7,768	6,366	4,875	▲1,491
経常外費用	393	2,195	8,778	6,583
当期経常外増減額	7,375	4,171	▲3,903	▲8,074
法人税、住民税及び事業税	▲34,713	▲36,764	233,029	269,793
当期一般正味財産増減額	23,765	39,588	▲394,003	▲433,591
当期指定正味財産増減額	85,865	286,268	865,905	579,637
正味財産期末残高	4,230,259	4,556,115	5,028,017	471,902

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	内容
長期貸付金残高	1,785,329	1,829,386	3,833,006	2,003,620	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備貸付金
短期貸付金実績(運転資金)	0	0	0	0	
短期貸付金実績(事業資金)	0	0	0	0	
損失補償(残高)	136,800	0	0	0	第II期最終処分場整備費
補助金(運営費)	0	0	0	0	
補助金(事業費)	177,437	31,837	411,536	379,699	公共関与型産業廃棄物最終処分場施設整備補助金
委託料(指定管理料除く)	0	0	0	0	
指定管理料	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
自己資本比率(%)	51.7	51.3	44.0	▲7.3	=正味財産/総資産×100
流動比率(%)	638.4	393.2	898.7	505.5	=流動資産/流動負債×100
有利子負債依存度(%)	19.7	16.6	30.3	13.7	=有利子負債/総資産×100
管理費率(%)	0.8	0.8	0.8	▲0.0	=管理費/経常費用×100
人件費比率(%)	6.5	6.8	5.9	▲0.9	=人件費/経常費用×100
独立採算度(%)	99.0	100.3	86.5	▲13.8	=(経常・経常外収益-補助金【運営費】)/(経常・経常外費用)×100
総資本当期経常増減率(%)	▲0.4	0.0	▲3.1	▲3.1	=当期経常増減額/正味財産期末残高×100

財務評価	令和2年度	令和3年度	令和4年度	増減(令4-令3)	
	B	B	B		A(100.0)、B(70.0)、C(40.0)、D(20.0)

*財務評価は、フローチャートに従いAからDによる評価をし、点数化したものである。

法人説明欄

<p>【貸借対照表・正味財産増減計算書について】 次期最終処分場整備に係る借入金が増により、負債が増加している。 維持管理積立金の積立等により、当期経常増減額はマイナスとなっている。</p> <p>【県の財政的関与について】 次期最終処分場整備費用に係る資金貸付及び補助金の交付を受けている。</p> <p>【財務指標・財務評価について】 次期産業廃棄物最終処分場整備事業について、令和5年度に工事請負業者に支払う前払金に充てるため、令和4年度に県から資金を借り入れたことから、令和4年度の流動資産(現金預金)が上昇した。これに伴い、流動比率の上昇となった。 廃棄物処理収入の減少や事業費の増加により、独立採算度及び総資本当期経常増減率は低下している。</p>

V 法人及び所管部局の評価

1 県施策と法人との連携・協働

(1) 県施策の推進について

法人	当法人が運営する「いわてクリーンセンター」は、県内で不足している処理施設の部門を補い、処理困難な廃棄物の最終的な受け皿として必要不可欠な施設となっており、産業廃棄物の自県内処理の推進、処理体制の確立により適正処理の推進及び不法投棄の防止を図ることにより県民の生活環境の保全、公衆衛生の向上及び公共関与による管理運営を通じた廃棄物処理への信頼感の醸成に寄与している。
所管部局	管理型最終処分場の県内シェアの9割強を占め、いわて県民計画（2019～2028）において災害時にあっても県内で適切な廃棄物処理を推進するために安定した運営が求められている。また、産業界からの法人に対する社会的要請は強いものであり、県の施策に十分に貢献している。

(2) 民間団体との代替性及び役割分担について

法人	当法人は、産業廃棄物処理のモデル施設として、民間誘導の役割を担ってきているが、管理型最終処分場については民間企業による整備がすでに困難な状況にあり、管理型産業廃棄物については新たに最終処分場を整備し、廃棄物処理事業を継続していくこととしている。
所管部局	産業廃棄物の処理は排出者責任を原則としているが、民間の管理型最終処分場だけでは不足するため、公共関与施設により補完している現状である。また、産業廃棄物処理に対する県民の信頼醸成と適正処理の一層の推進を図るため、公共関与による施設整備が必要になっている。

2 自律的マネジメントの促進

(1) 組織マネジメントの確立について

法人	当法人の長期経営計画に沿って適正な人員体制や年齢構成を図るため職員採用活動を行っている。また、年度当初の事業計画において各職員ごとの研修計画を作成し、実務研修等を受講することにより事務・技術能力が向上するなど人材育成が図られている。
所管部局	中期経営計画等を踏まえ、必要最小限の規模の組織で柔軟な対応を行っており、組織体制は十分に整備されている。人材育成や能力開発については、各種研修の機会を捉えて各職員が積極的に研修会等を受講している。

(2) リスク管理体制の強化について

法人	関係法令や「環境マネジメントシステム」の遵守による経営を基本としており、マニュアル、職場内研修等によるコンプライアンスの周知のほか公認会計士や社会保険労務士による財務や労務管理に係る指導を受けており、リスクマネジメントが確保された状況になっている。
所管部局	リスクマネジメントについては、対応マニュアルや管理体制が整備されており、訓練も実施されている。コンプライアンス対策については、職場内研修等の実施により徹底されていると認められる。

3 健全経営の維持・確保

(1) 経営改善について

法人	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。
所管部局	廃棄物受入期間中において整備資金借入金を完済する見込みになるとともに埋立終了後における水処理施設等の維持管理に係る資金が確保されることにより、現施設において廃止に至るまで適切な運営が図られる見通しである。

(2) 県の人的・財政的関与について

所管部局	人的関与について、県の施策への貢献、処分場建設工事の適切な実施のため職員派遣を行っている。また、派遣職員の人件費は、県の施策である循環型社会の推進に係る業務に従事しており、派遣法第6条第2項に該当するものとして県が支給することとしている。財政的関与について、次期処分場の整備は、県の施策である循環型社会の形成に不可欠であり、公益上の必要性の高い事業であることから関係部局と調整の上、貸付を行っている。
------	--

※財政的関与は、貸付金・損失補償・補助金（運営費）を受けている場合に記載。

4 情報公開の推進について ※開示状況は別表参照

法人	ホームページを開設し、施設概要、利用案内、事業概要等の情報提供を行っている。また、産業廃棄物についての解説や環境測定結果のほか、入札情報や県の支援状況等についても随時追加し充実を図っている。
所管部局	産業廃棄物処理モデル施設として、インターネットサイトにより、各種情報の公開を行っているほか、住民説明会を開催し、積極的に情報公開を行っていると認められる。

VI 統括部署（総務部）の総合評価

1 取り組むべきこと（指摘事項）

法人	令和5年3月に策定した令和5年度から令和8年度を計画期間とする中期経営計画について、令和5年5月の新型コロナウイルス感染症の感染症法上の5類への移行を受けて、ポストコロナの観点から令和6年度以降の経営目標及び事業目標の目標値及び収支計画等の見直しの検討を進め、検討結果に応じた計画に変更する必要があります。 なお、計画の見直しにあたっては、策定時から現在までの状況の変化などを踏まえ、改めて課題を整理した上で、検討を十分に行う必要があります。
所管部局1	今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、見直しの検討の段階から検討結果に応じた計画の変更まで積極的に関与する必要があります。
所管部局2	法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。

2 過去の指摘事項に対する取組状況

【令和3年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 ・事業目標として設定している「廃棄物の適正処理（埋立基準・排水基準の遵守）」及び「自県内処理推進への貢献（管理型産業廃棄物の受入）」について、法人として日々経営努力を行っていることは推察されますが、取組内容欄に記載されている内容は、法人が行っている事業の概要の説明に終始しており、令和2年度に法人が目標達成のために取り組んだ具体的な実績の確認が困難となっています。取組内容欄に記載する内容は、PDCAサイクルのD（実行）の内容に該当し、適正なC（評価）が実施されるために重要な情報となるものです。そうした趣旨を踏まえて、取組内容欄を記載する必要があります。	実施済	事業目標に対する取組内容は、具体的な表現でかつ、できるだけ数値的に示せるような記載方法に改めた。	R5.3
	2 ・経営改善目標についても、上記と同様、評価対象年度に法人が目標達成のために取り組んだ実績が具体的に確認できるような記載内容とする必要があります。	実施済	経営改善目標に対する取組内容は、具体的な表現でかつ、できるだけ数値的に示せるような記載方法に改めた。	R5.3
所管部局	1 ・法人では、令和6年度までの竣工に向けて、いわてクリーンセンターの後継となる次期最終処分場の整備を推進しています。これに関して、事業目標として設定している「いわてクリーンセンターの後継となる最終処分場の整備（建設工事に向けた作業の推進）」についてですが、現状では、県民には目標の達成度合いの測定が困難な目標値が設定されているものと見受けられます。目標値の設定はPDCAサイクルの起点として重要です。中期経営計画策定の際に、計画期間における毎年度の目標進捗率を目標値として設定する等、目標値設定の改善を行う必要があります。	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、適切に助言及び指導を行った。	R5.3
	2 ・法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	取組中	県の施策が適正に推進できるよう、引き続き職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していく。	R6.10

【令和4年度指摘事項】

	指摘事項	取組状況	取組実績・効果・進捗状況	達成時期
法人	1 現行の中期経営計画（R1～R4）について令和4年度に最終年度を迎えることから、事業目標及び経営改善目標に対する実績と計画期間内における取組内容の評価が必要となります。 この評価結果を踏まえ、課題を明らかにした上で、事業目標等の見直しや、より実効性の高い取組、具体的な工程などの検討を十分に行い、令和4年度に策定する次期中期経営計画（R5～R8）に反映させる必要があります。	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、十分な検討を行った。	R5.3
所管部局	1 今回、法人に対して指摘した項目について、指導監督の責務を担う所管部局として、評価の段階から次期中期経営計画の策定まで積極的に関与する必要があります。	実施済	令和5年3月の中期経営計画（R5～R8）の策定に際して、適切に助言及び指導を行った。	R5.3
	2 法人に対して県から職員の派遣を継続して行っています。県施策推進上、法人と県との連携・協働は重要であり、その観点から県職員の派遣自体が否定されるものではありません。県の関与については、その適正性が常に確保されることが必要であり、関係法令の趣旨に則って、県の関与の必要性及び妥当性（関与の手法、程度、期間等）を、毎年度、十分検討した上で県職員の派遣を行う必要があります。	取組中	県の施策が適正に推進できるよう、引き続き職員派遣の必要性等を検討し、適切に対応していく。また、県との総合調整等を担える職員の育成による当事業団の自立を推進していく。	R6.10